

アメニティセンター（附属設備使用料）

R8.4.1 料金改正（単位：円）

区分	現行			新		
	単位		使用料	単位		使用料
映像機器	1式	半日	1,100	1式	1時間	440
		1日	2,200			
調光機器	1式	半日	1,100	1式	1時間	440
		1日	2,200			
グランドピアノ	1式	1時間	520	1式	1時間	550
陶芸用電気炉	1式	1日	1,650	1式	1日	2,200

R8.4.1 料金改正（単位：円）

区分	現行			新			
	単位		使用料	単位	対象	使用料	
						市内	市外
ウェイトトレーニングルーム	1人	1回	320	1回券	高校生、障がい者、高齢者	160	220
					一般	320	440
				16回回数券	高校生、障がい者、高齢者	2,400	3,300
					一般	4,800	6,600

* 「高校生」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学する者

* 「障がい者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)の規定により療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

* 「高齢者」とは、満65歳以上の者

* 「一般」とは、高校生、障がい者及び高齢者以外の者

* 表において「1回」とは、9時～正午、正午～17時、17時～21時までの使用料をいう。

* 使用時間が1時間未満の場合は、これを1時間として計算するものとする。